

設備更新仕様書

1. 件名 令和3年度構造力学実験施設他給水配管更新
2. 履行場所 茨城県つくば市南原1-6
国立研究開発法人土木研究所 構造力学実験施設 他1ヶ所
3. 履行期間 契約の翌日より令和4年 3月28日まで
4. 概要 本件は、構造力学実験施設及び構造物実験施設冷却塔に供給する埋設給水配管が劣化したため配管の更新を行うものである。
5. 仕様 国立研究開発法人土木研究所の契約に関する規定によるほか下記によるものとする。
- 1) 一般共通事項
「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省)
「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)平成31年版(国土交通省)
- 2) 特記仕様
別紙特記仕様書のとおり
6. 検査 作業完了後は、当所検査職員の立ち会いによる、本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以上

令和 3年12月 20日

国立研究開発法人土木研究所

企画部 業務課

主査 廣田 滋明 印

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書（以下、「本仕様書」という）は、設備更新仕様書5. 2) でいう特記仕様書で、「令和3年度構造力学実験施設他給水配管更新」（以下「本作業」という）に適用する。
2. 本作業を実施するにあたり本仕様書に明示なき一般事項は、標準仕様書によるものとする。
なお、本仕様書及び図面で定めた事項は、標準仕様書に優先するものとする。

第2条 目的

本作業は、構造力学実験施設及び構造物実験施設冷却塔に供給する埋設給水配管が劣化したため配管の更新を行うものである。

第3条 履行場所

茨城県つくば市南原1番地6

国立研究開発法人 土木研究所内 構造力学実験施設
構造物実験施設

第4条 履行期間

履行期間は、雨天・休日等を含み契約の翌日から令和4年3月28日までとする。
なお、休日等には、日曜日及び祝日の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第5条 一般事項

(1) 受注者の負担範囲

- ・ 本作業の実施に必要な施設の水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- ・ 本作業に必要な機材、仮設材、養生材、重機等は受注者の負担とする。
- ・ 廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- ・ 現地調査に必要な資料の作成、必要な器材及び労務等は、受注者の負担とする。

(2) 関係法令等の遵守

- ・ 本作業の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守すること。
- ・ 水質汚濁防止法に基づく申請等、本作業の実施にあたり必要となる関係官公庁に対する諸手続は、原則として受注者において処理すること。

(3) 作業計画書

- ・ 受注者は、契約締結後、現地調査等を行った後速やかに、実施体制、全体工程表、作業計画（実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、安全管理計画等を具体的に定めたもの）等を総合的にまとめた作業計画書を作成し、監督職員に提出すること。

(4) 業務責任者

- ・受注者は、業務責任者を定め監督職員に届け出ること。なお、業務責任者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。
 - ・土木施工管理技士（1級または2級）
 - ・管工事施工管理技士（1級または2級）
 - ・建設機械施工技士（1級または2級）
- ・業務責任者は、工程、安全等の業務管理を行い、業務の円滑な遂行を図ること。また、本業務仕様、注意事項等について下請け業者等にも十分指導を行うこと。

(5) 業務実施日の条件

- ・作業を行う日時はあらかじめ監督職員と協議し、事前に工程表を提出のうえ作業を実施すること。

(6) 服装等

- ・業務関係者は、作業に適した服装で作業を行うと共に、名札または腕章を付けて作業を行うこと。また、作業態度にも十分注意すること。

(7) 監督職員の立会い

- ・作業等に際して監督職員の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

(8) 産業廃棄物の処理

- ・作業の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

(9) 共用施設の利用

- ・駐車場、建物内の便所、食堂、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。

(10) 持込資機材の残置

- ・作業が複数日にわたる場合、又は監督職員の承諾を得た場合、実施期間中は持込資機材を構内に残置することができる。なお、残置する持込資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

(11) 養生

- ・構内駐車車両、実験棟、工作物、試験体、試験装置、各種資機材等は、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- ・万一、汚染及び損傷等した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに報告書を提出すること。また、受注者の負担により原状回復を図ること。

(12) 後片付け

- ・当日の作業終了時には、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

(13) その他

- ・本仕様書及び図面に記載されていない事項でも、業務内容に直接関係のある箇所で当然技術的に必要のある箇所は、この契約の範囲内で業務を行わなければならない。

第6条 疑義等

受注者は、本業務の履行に当たり疑義等を生じた場合は、その都度遅滞なく監督職員

に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行したため生じた損害は全て受注者の責任と費用負担をもってこれを処理するものとする。

第7条 契約内容の変更手続きについて

本作業における設計変更や契約変更は、書面に基づき行うことを徹底し指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

第8条 提出図書

1. 提出図書の部数及び提出時期は下記によるものとする。
 - (1) 作業着手前に提出するもの。
 - ① 作業計画書
 - (2) 作業完成時に提出するもの。
 - ① 電子データ（電子納品） 2枚（CD-RまたはDVD-R）
 - ② 完成図書 2部
2. 提出図書は、JISのA4版とし、添付する図面の大きさはA版で、製図寸法はミリメートル単位とする。

第9条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第10条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための

利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第11条 受注者相互の協力（他案件との調整）

1. 下記案件の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本作業との調整案件は以下のとおりとする。

件名	施工範囲	工期（予定）
R3国土技術政策総合研究所（旭）・土木研究所（つくば）構内緑地管理業務	構内の緑地・高木管理	令和3年6月中旬～ 令和4年3月25日

第12条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、作業計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第13条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

本作業における段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
材料確認	現場：納入後、据付開始前	配管関係
寸法確認	現場：据付完了時	配管関係
試運転調整	総合試運転実施時	今回範囲を含む給水系統

本工事に於いて該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。
現地試運転確認においては、状況等により実施できない場合は監督職員と協議する。

第14条 作業中の安全確保

1. 作業の実施にあたっては、関東地方整備局の定める「重点的安全対策」を参考に、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和3年度における重点的安全対策項目は以下の5項目である。
 - I. 架空線等の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
2. 受注者は、作業に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する期間再認識教育
3. 工事看板を設置する場合、作業情報看板及び作業説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第15条 不具合発生時の措置

受注者は、作業施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は通報者等から本作業に関する情報が寄せられた場合は、その内容を監督職員に直ちに通知すること。

第16条 適用基準等

受注者は、本作業の実施にあたって第1条によるほか、下記に示す基準に準じて施工し、これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) 茨城県例規全集
- (3) つくば市条例
- (4) その他関連法令

第2章 作業内容

第17条 概要

本作業は、構造力学実験施設及び構造物実験施設冷却塔に供給している埋設給水配管の経年劣化が著しいため、既存配管の撤去及び新規配管の新設更新を行うものである。

構造力学実験施設の位置図を図-1、各配管及びバルブ類の配置図を図-2、図-3に示す。

構造物実験施設冷却塔系統の漏水位置図を図-4に示す。

第18条 作業範囲

本作業の範囲は、次に示す設備の輸送、更新（撤去及び据付）、現地試運転までとする。

なお、構造力学実験施設及び構造物実験施設冷却塔を使用する上で、本件で対象とする以外の機器に負担のないよう関連機器への影響も考慮するものとする。

作業範囲

種別	細別	単位	数量	施工内容	摘要
給水設備	場内埋設配管	式	1	既設撤去・新規据付 (SGP-VD管)	構造力学実験施設系統
	止水栓・散水栓	式	1	既設撤去	
		式	1	新規据付	新設管。ボックス含む
給水設備	埋設配管	式	1	既設漏水補修部更新 (塩ビHIVP管)	構造物実験施設冷却塔系統
試運転	試運転	式	1	試運転調整	

次の内容は施工範囲内とする。

- 1) Con巻き立て部配管撤去及び復旧（補修）Con打設。（必要に応じて）
- 2) 今回の配管埋設部には埋設シート及び杭・ピンで埋設位置を表すこと。
- 3) 試運転調整時における各構成部品等の外観・計測等の各種記録。（必要に応じて）
- 4) 新規配管の据付完了後における給水・試運転時調整での不具合確認

以上

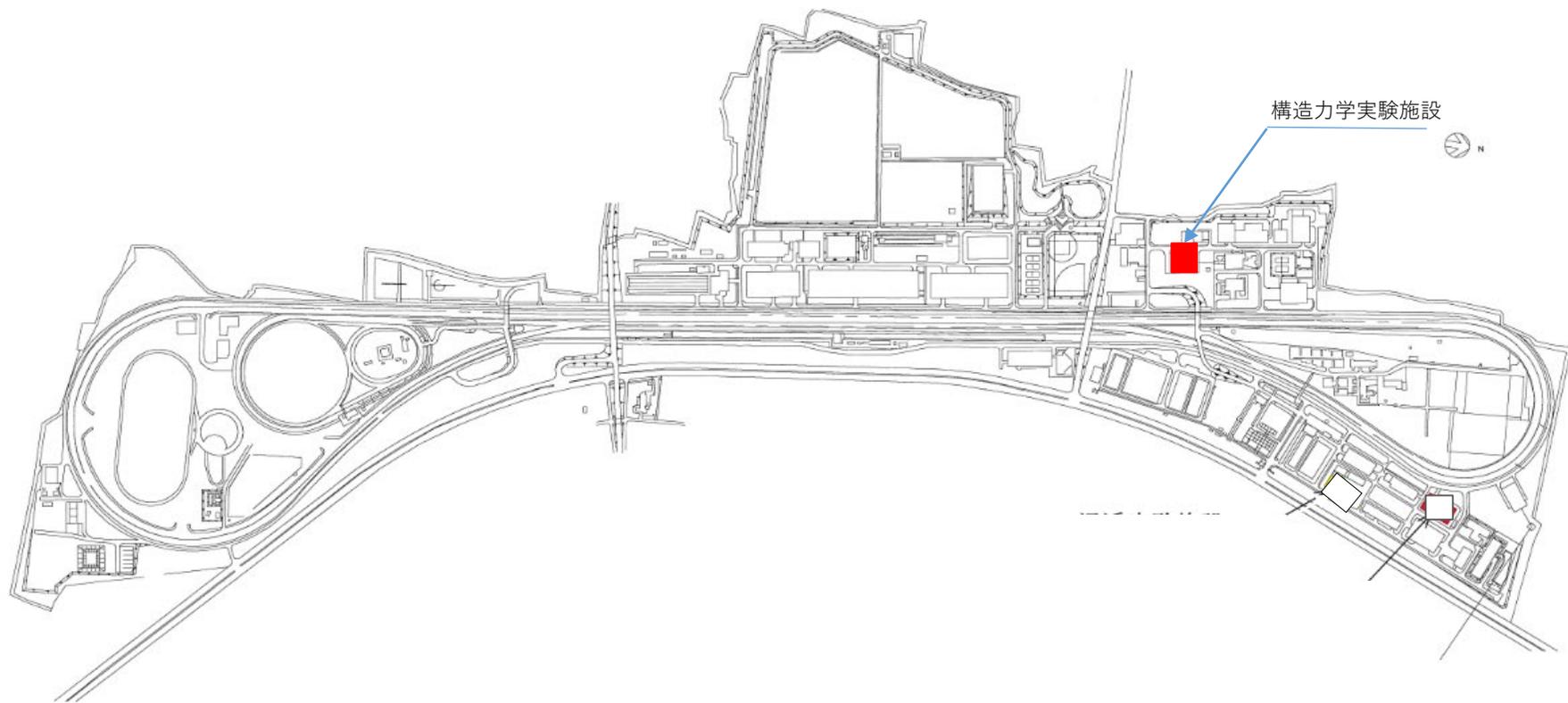
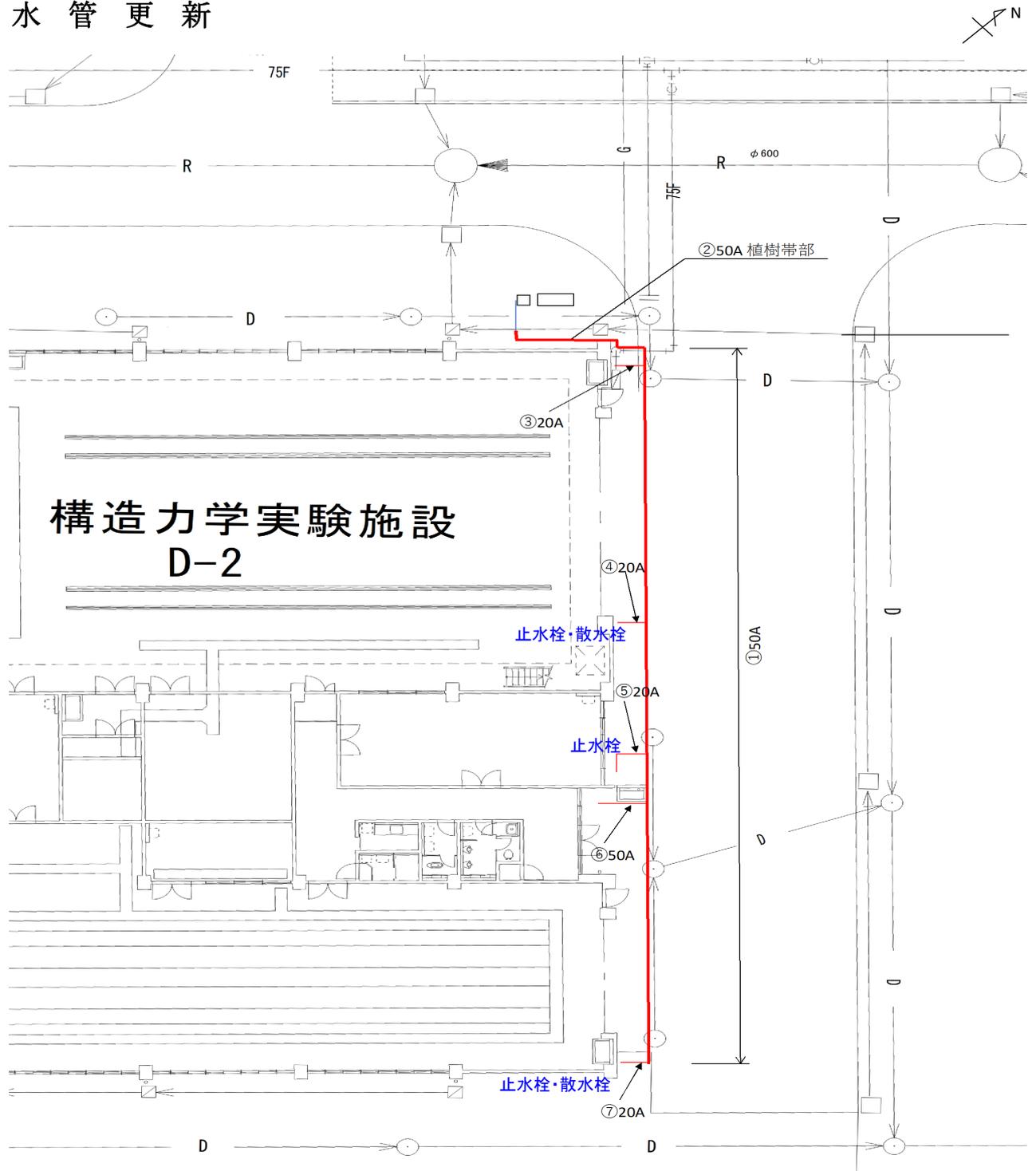


図-1 全体配置図

給水管更新



・配管延長

		延長		
50A	①	38.100	道路部700+36.900+500	
	②	6.950	植樹帯部	
	⑥	2.800	道路部700+コンクリート部2,100	
	計	47.850 m		
		延長		付属関係
20A	③	1.300	建屋付近既設管接続	
	④	1.400	止水栓:1基、散水栓:1基	
	⑤	1.300	止水栓:1基	
	⑦	1.800	止水栓:1基、散水栓:1基	
計	5.800 m			

図-2 配管図

掘削工

道路部50A施工部

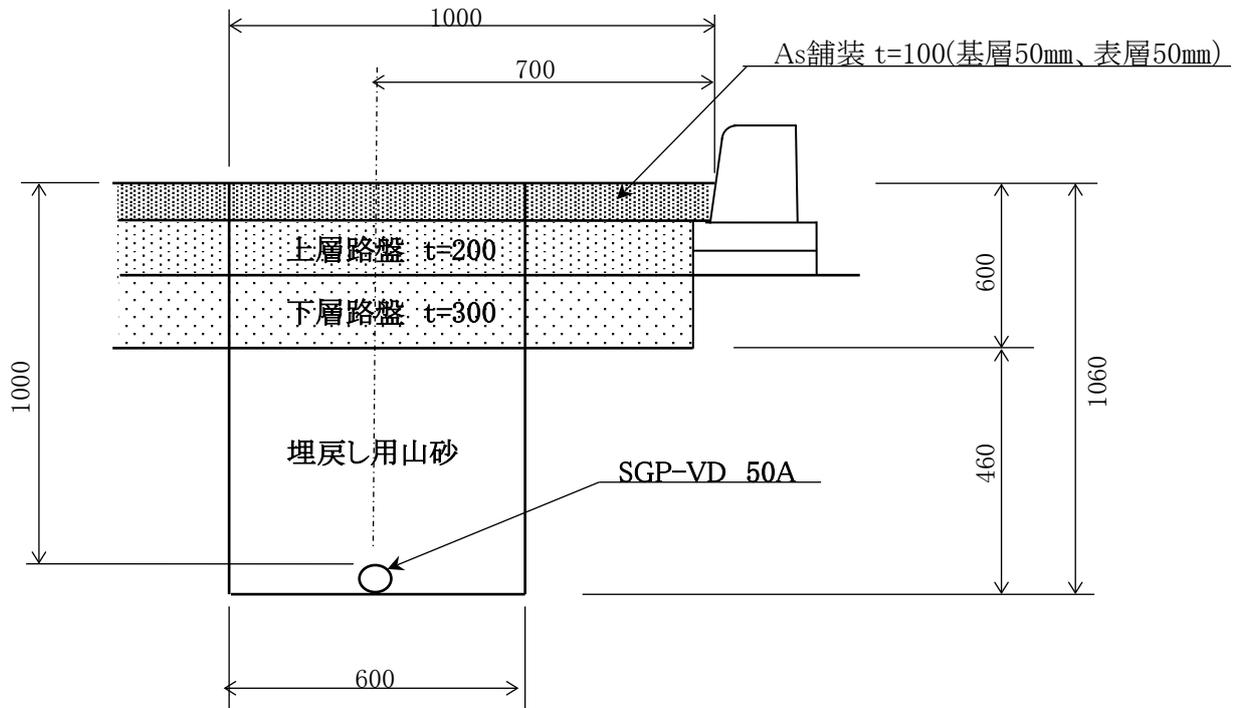


図-3 掘削・埋め戻し図

漏水位置図

